

令和6年度
飯田市こども誰でも通園制度試行的事業のご案内



飯田市ホームページ

保護者の保育要件（就労等）を問わずに、月一定時間まで時間単位で保育園を利用できる制度です。同年代のこども同士で触れ合うことにより、年齢に応じた遊びや新たな気づきを通しておこさまの健やかな成長を支えます。

○実施期間 令和6年6月3日（月）～ 令和7年3月31日（月）

○受付 毎月15日が締め切りで、翌月から利用できます。

対象となるお子さん

1～3のすべてに該当するお子さんが対象です

- 1 飯田市内に居住を有するもの
- 2 生後0歳6か月～満3歳未満のこども。
- 3 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないこと

利用可能時間

こども1人につき

月10時間です。

※施設により1回あたりの利用可能時間が異なります。

※ひと月に利用できる施設は1施設です。

利用方法

ステップ1

・施設を利用する前に、利用登録の申請を行う必要があります。次の書類を市役所保育家庭課へ提出してください。（毎月15日が締め切りです。）

- ①利用申請書 ②児童健康調査票

ステップ2

・利用登録の申請後、利用決定した世帯へ利用決定通知書を送付します。

ステップ3

・利用決定通知書がお手元に届いたら、直接、実施施設（裏面参照）へご予約ください。利用したい日の開所日5日前までにご連絡ください。各施設の初回利用時に面談を行います。

利用料金

利用児童1人につき1時間あたりの料金は次のとおりです。利用施設へお支払いください。

区分	利用料金
①生活保護世帯	0円
②住民税非課税世帯	60円
③住民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯（年収360万円未満相当の世帯）	90円
④上記以外の世帯	300円

※所得が確認できない世帯は「④上記以外の世帯」300円となります。

※給食やおやつについては、利用料金とは別に実費をお支払いいただくことがありますので、利用施設へお問い合わせください。

実施施設一覧 開所時間 9時～15時
(土日祝日、8月13日～8月16日、年末年始(12月29日～1月3日)、園の行事日は除く)

認定こども園 飯田仏教保育園	<ul style="list-style-type: none">• 住所 箕瀬町1丁目2453 電話 0265-24-0402• 予約受付時間 9時～17時• 定員 ◆0歳児クラス 2人 ◆1歳児クラス 2人 ◆2歳児クラス 2人
認定こども園 明星保育園	<ul style="list-style-type: none">• 住所 鼎切石3928 電話 0265-24-8020• 予約受付時間 9時～17時• 定員 ◆0歳児クラス 2人 ◆1歳児クラス 2人
認定こども園 上郷なかよし保育園	<ul style="list-style-type: none">• 住所 上郷飯沼2000-1 電話 0265-22-2440• 予約受付時間 9時～17時• 定員 ◆0歳児クラス 1人 ◆1歳児クラス 2人 ◆2歳児クラス 2人
認定こども園 飯田市上村保育園	<ul style="list-style-type: none">• 住所 上村856-18 電話 0260-36-2143• 予約受付時間 13時～17時• 定員 ◆1、2歳児クラス 2人
認定こども園 飯田市和田保育園	<ul style="list-style-type: none">• 住所 南信濃和田2596 電話 0260-34-2306• 予約受付時間 13時～17時• 定員 ◆1、2歳児クラス 2人

ご利用にあたっての注意事項

- 各施設の初回利用時は、お子さんの様子を聞いたり持ち物の確認のため面談を行います。
- 当日キャンセルの場合は、予約した時間分利用したものとみなします。(料金はかかりません)
- 月の残時間は翌月に繰り越すことはできません。
- 発熱がある等、体調不良のお子様はお預かりできません。
- ひと月に利用できる施設は1施設です。
- 希望する日に利用できない場合があります。
- 施設ごとに利用に際しての詳細が異なります。
- 給食、おやつがある場合は、実費負担が必要です。
- 施設における面談において、集団保育が困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。

「一時預かり保育」との違い

- 一時預かり保育には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、こども誰でも通園制度は理由を問いません。
- 利用料や利用時間が異なります。(こども誰でも通園制度の上限時間を超えた場合に一時預かり事業が利用できる場合があります。)